



内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行うツベルクリン反応検査又は予防接種を受けなければならない。

**第二十一条** 第十四條の規定によりツベルクリン反応検査を受けたときは、さるに、都道府県知事の陽性であつたときは、さらに、都道府県知事の行う予防接種を受けなければならない。

(他で受けたツベルクリン反応検査及び予防接種)

**第十七条** 前條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者が、その検査を受けるべき期日若しくは期日満了前三月以内にツベルクリン反応検査を受け、且つ、当該期日若しくは期日満了の日までに医師の証明書その他その反応が陽性であつたことを証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したとき、又は当該期日若しくは期間満了前三月以内に予防接種を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その旨を証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したときは、前條の規定によるとツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたものとみなす。

2 前項の規定は、その受けたツベルクリン反応検査又は予防接種が、それぞれ第二十一條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合する者である場合に限つて、適用する。

(定期の予防接種を受けなかつた者)

**第十八条** 疾病その他やむを得ない事故のため第十三條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けることができなかつた者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、ツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は疑陽性であるときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録)

**第十九條** 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査若しくは予防接種

を行ひ、又は前二條の規定による証明書の提出を受けたときは、遅滞なく、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

**第二十条** 予防接種実施者は、この法律の規定によつて予防接種を行つた場合に準用する。

**第二十一条** この法律の規定によつて行うべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準、第十七條及び第十八條に規定する証明書の記載事項並びにツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、省令で定める。

**第四章 届出、登録及び指示**

**第二十二条** 医師は診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、二日以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報しなければならない。

(病院管理者の行う届出)

**第二十三条** 病院の管理者は、入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(保健所長の行う登録)

**第二十四条** 保健所長は、その管轄区域内に居住する結核患者について、前二條の規定による届出又は通報を受けたときは、省令で定める様式に従い、結核患者登録票を作成しなければならない。

(家庭訪問指導)

**第二十五条** 保健所長は、前條の規定により登録した結核患者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健婦又はその他

の職員をして、患者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

**第二十六条** 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ)若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒・隔離その他省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(通報又は報告)

**第二十七条** 医師は、結核を伝染させるおそれがある患者の死亡を診断したとき、又は結核を伝染させるおそれがある患者の死体を検査したときは、死体のある場所を管理する者又はその代理をする者に対する者に対し、消毒その他の省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(死亡診断等における医師の指示)

**第二十八条** 都道府県知事は、結核予防上必要な技術的基準、結核患者が使用し、又は接触した衣類、寝具、食器その他の物件で、結核菌に汚染し、又は汚染した疑があるものについて、その所持者に対し、授與を制限し、若しくは禁止し、消毒を命じ、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄を命じ、又は当該職員の物件を消毒し、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄させることができる。

**第五章 伝染防止**

**第二十九条** (従業禁止)

**第三十条** 都道府県知事は、結核予防上必要な技術的基準、結核患者が使用し、又は接触した衣類、寝具、食器その他の物件で、結核菌に汚染し、又は汚染した疑があるものについて、その所持者に対し、授與を制限し、若しくは禁止し、消毒を命じ、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄を命じ、又は当該職員の物件を消毒し、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄させることができる。

(入所命令)

**第三十一条** 都道府県知事は、結核患者がその同居者に結核を伝染させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、その患者又はその保護者に対し、期間を定めて、結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。以下同じ。)に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

2 国若しくは地方公共団体の開設する結核療養所又は第六十條の規定によつて国庫の補助を受けた法人の開設する結核療養所の管理者は、都道府県知事から前項の規定により入所し、又は入所させることを命じた旨の通知があつた場合において、当該患者又はその保護者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家屋の消毒等)

**第三十二条** 都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑がある物がある場所に立ち入り、結核患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(質問及び調査)

**第三十三条** 都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑がある物がある場所に立ち入り、結核患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈され得てはならない。

**第六章 医療**

**第三十四条** 厚生大臣は、必要があると認めるときは、都道府県市その他必要と認める地方公共団体に対して、結核療養所の設置及び拡張を勧告することができる。



## (結核診査協議会)

**第四十八條** 都道府県知事の諮問に応じ、第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診査協議会を置く。

2 結核診査協議会は、都道府県知事の監督に属する。

(委員)

**第四十九條** 結核診査協議会は、委員五人で組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條の規定は、委員の給與に準用する。

(政令委任)

**第五十条** この法律に規定するものの外、議事の手続その他結核診査協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條の規定は、委員の給與に準用する。

(政令委任)

**第五十一条** 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第五條の規定により、都道府県知事が行う定期の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、都道府県の支弁すべき費用

四 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

五 第三十條又は第三十一條第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一条第二項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四條第一項の規定により負担する費用

八 第三十五条の規定により負担する費用

九 第四十一條第一項の規定による医療費の支給に要する費用

## (市町村の支弁すべき費用)

**第五十二条** 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、その行う事業の使用者またはその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第四條第三項の規定により、市町村が行う定期の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

四 第十三條の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に關する特例)

**第五十三条** 都の区の存する区域について、左に掲げる費用は、前條の規定にかかわらず、都が支弁しなければならない。

一 第四條第三項の規定により、保健所長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條の規定により、保健所長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に關する特例)

**第五十四条** 事業(国、都道府県又は市町村の行う事業を除く。)の事業主は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、事業の使用者者が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、都道府県の支弁すべき費用

(事業主の支弁すべき費用)

三 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

四 第三十四条第一項の規定により、都道府県の支弁すべき費用

五 第三十五条の規定により、都道府県の支弁すべき費用

六 第三十六條の規定により、都道府県が補助する費用

七 第三十七条の規定により、都道府県が補助する費用

八 第三十八条の規定により、都道府県が補助する費用

九 第三十九條の規定により、都道府県が補助する費用

十 第四十條の規定により、都道府県が補助する費用

十一 第四十一条の規定により、都道府県が補助する費用

十二 第四十二条の規定により、都道府県が補助する費用

十三 第四十三条の規定により、都道府県が補助する費用

十四 第四十四条の規定により、都道府県が補助する費用

十五 第四十五条の規定により、都道府県が補助する費用

十六 第四十六条の規定により、都道府県が補助する費用

十七 第四十七条の規定により、都道府県が補助する費用

十八 第四十八条の規定により、都道府県が補助する費用

十九 第四十九条の規定により、都道府県が補助する費用

二十 第五十条の規定により、都道府県が補助する費用

二十一 第五一条の規定により、都道府県が補助する費用

二十二 第五十二条の規定により、都道府県が補助する費用

二十三 第五十三条の規定により、都道府県が補助する費用

二十四 第五十四条の規定により、都道府県が補助する費用

二十五 第五十五条の規定により、都道府県が補助する費用

二十六 第五十六条の規定により、都道府県が補助する費用

二十七 第五十七条の規定により、都道府県が補助する費用

二十八 第五十八条の規定により、都道府県が補助する費用

二十九 第五十九条の規定により、都道府県が補助する費用

三十 第六十条の規定により、都道府県が補助する費用

三十一 第六十一条の規定により、都道府県が補助する費用

## (市町村の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

一 第五十二条各号の費用(市町村の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

二 第五十四条第二号の費用

三 前條各号の費用(国庫の補助)

四 第五十七条国庫は、左に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 第三十三条の規定により、厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

二 第五十三条の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に關する特例)

**第五十三条** 都の区の存する区域については、左に掲げる費用は、前條の規定にかかわらず、都が支弁しなければならない。

一 第四條第三項の規定により、保健所長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條の規定により、保健所長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に關する特例)

**第五十四条** 事業(国、都道府県又は市町村の行う事業を除く。)の事業主は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、事業の使用者者が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、都道府県の支弁すべき費用

(事業主の支弁すべき費用)

三 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

四 第三十二条の規定により、都道府県が補助する費用

五 第三十三条から第三十二條までの規定による罰金に處する

六 第三十三条の規定により、厚生大臣が都道府県又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

七 第三十四条の規定により、都道府県が補助する費用

八 第三十五条の規定により、都道府県が補助する費用

九 第三十六条の規定により、都道府県が補助する費用

十 第三十七条の規定により、都道府県が補助する費用

十一 第三十八条の規定により、都道府県が補助する費用

十二 第三十九條の規定により、都道府県が補助する費用

十三 第四十條の規定により、都道府県が補助する費用

十四 第四十一条の規定により、都道府県が補助する費用

十五 第四十二条の規定により、都道府県が補助する費用

十六 第四十三条の規定により、都道府県が補助する費用

十七 第四十四条の規定により、都道府県が補助する費用

十八 第四十五条の規定により、都道府県が補助する費用

十九 第四十六条の規定により、都道府県が補助する費用

二十 第四十七条の規定により、都道府県が補助する費用

二十一 第四十八条の規定により、都道府県が補助する費用

二十二 第四十九条の規定により、都道府県が補助する費用

二十三 第五十条の規定により、都道府県が補助する費用

二十四 第五十二条の規定により、都道府県が補助する費用

二十五 第五十三条の規定により、都道府県が補助する費用

二十六 第五十四条の規定により、都道府県が補助する費用

二十七 第五十五条の規定により、都道府県が補助する費用

二十八 第五十六条の規定により、都道府県が補助する費用

二十九 第五十七条の規定により、都道府県が補助する費用

## (第九章 罰則)

**第六十二条** この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査若しくは予防接種の実施の事務に從事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者か、その実施又は職務執行に關して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

**第六十三条** 左の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金に處する。

**第六十四条** 第七條第二項又は第十六條第二項の規定に違反した者

**第六十五条** 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた者

**第六十六条** 第二十六條又は第二十七條の規定に違反した医師

**第六十七条** 第二十二条第一項の規定による当該職員の費用

**第六十八条** 国庫は、第五十三條各号費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

**第六十九條** 国庫は、都道府県又は市町村に対して設置若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

**第七十条** 第七條第二項又は第十六條第二項の規定に違反した者

**第七十一条** 第三十二条第一項の規定による当該職員の費用

**第七十二条** 第三十二条第一項、第三十條又は第三十一條第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者

**第七十三条** 第三十條から第三十二條までの規定による罰金に處する

**第七十四条** 第五條の規定による健康診断又は第十四條の規定によるツベルクリン反応検査若しくは予防接種に關する費用の二分の一を補助することができる。

**第七十五条** 国庫は、結核療養所を開設する當利を得た者又は拡張を勧告したものと除く。の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助しなければならない。

**第七十六条** 第三十二條第一項の規定による当該職員の費用

**第七十七条** 第三十二条第一項、第三十條又は第三十一條第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者

**第七十八条** 第三十條から第三十二條までの規定による罰金に處する

**第七十九條** 第五條の規定による健康診断又は第十四條の規定によるツベルクリン反応検査若しくは予防接種に關する費用の二分の一を補助することができる。

**第八十条** 第五條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者(第八條又は第十七條の規定により、当該健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者を除く。)又はその保護者から、その実費を徴収することができる。但し、その者が經濟的事情により、その費用の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合においては、その全部又は一部について、この限りでない。

**第八十一条** 第五條の規定によるツベルクリン反応検査又は同條第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例によ

り、みずから健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、さらに予防接種を行い、また、予防接種を行うに当つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができ

#### (他の行政庁との協議)

第六十六条 (他の行政庁との協議)

1 (他の行政庁との協議)

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、さらに予防接種を行い、また、予防接種を行うに当つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができ

項、第三十八條、第四十一條第一項、第四十二條第三項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。但し、第五十一條については、第二号、第四号から第七号まで及び第九号に関するのみ、「都道府県」とあるのを「市」と読み替えるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第三十四條及び三十五條の規定は、同年十月一日から施行する。

#### (旧結核予防法の廃止)

2 結核予防法（大正八年法律第二十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（伝染病届出規則の一部改正）

3 伝染病届出規則（昭和二十一年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一條第十二号を次のように改める。

（二）削除

第五條中「結核」及び「結核予防法」を削る。

（予防接種法の一部改正）

4 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

（第二條第二項第六号を次のように改める。）

六 削除

第十四條を次のように改める。

（届出に関する経過規定）

5 旧法第一條又は伝染病届出規則第一條第十二号の規定によつてなされた届出は、第二十二条の規定によつてなされた届出とみなす。

（従業禁止に関する経過規定）

6 この法律の施行の際、現に旧法第四條第一項、第二号の規定によつて職業に従事することを禁止されている結核患者は、第二十八條の規定によつて禁止されている者とみなす。

（罰則に関する経過規定）

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第十三條第二項中「意見を述べることができる。」を「意見を述べ、また、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八條第三項の規定により指定医療機関に対する診療報酬の支払事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行ふことができる。」に改め、同條第三項中「前項の場合においては都道府県知事」の下に「又は保健所を設置する市の市長」を加える。

第十四条第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。

（厚生省設置法に一部改正）

9 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加える。

結核予厚生大臣の諮問に応じて、結核の予防及  
防審議会  
審議会  
結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。

第六十七条 (訴願)

1 第二十八条から第三十一条までの規定による都道府県知事の命令に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

（保健所を設置する市）

第六十八条 (保健所を設置する市にあつては、第五條、第十四條、第三十條、第三十一條第一項、第三項及び第四項、第三十二條第一項、第三十四條第二項及び第三項、第四十二條第一項、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條第二項、第五十一條第二号、第四号及び第五号、第六十三條第四号、第六十五條、第六十六條第四項並びに前條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、第三十一條第二項、第三十四條第一項、第三十六條第二項、第三十七條第二